



# 鳥取県公報

平成15年10月14日(火)  
第7527号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (624) (障害福祉課) .....	1
	銃猟禁止区域の指定 (625) (環境政策課) .....	1
	保安林の指定予定 (626) (森林保全課) .....	2
教委告示	定例教育委員会の招集 (24) (教育総務課) .....	3
調達公告	一般競争入札の実施 (産業開発課) .....	3
正 誤	平成15年6月30日付鳥取県規則第68号中訂正.....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第624号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援事業を行う事業所の名称	児童居宅支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 遊歩	米子市彦名町 2850 - 1	ホームヘルプわれも こう	米子市彦名町2850 - 1	居宅介護	平成15年10月1日

### 鳥取県告示第625号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第12条において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間
大平山銃猟禁止区域	県道倉吉青谷線と倉吉市と東伯郡東郷町との境界との交点（地赤峠）を起点とし、同所から同県道を西方に進み、市道大平山線に至り、同市道を	平成15年11月1日 から平成25年10月

	北方に進み、市道倉吉駅裏線に至り、同市道を西方に進み、金毘羅院境内の西側境界線に至り、同境界線を北方に進み、上井長谷農道に通じる谷に至り、同谷を北方に進み、鳥取短期大学の用水池の南西端に至り、同用水池の西端境界線を北方に進み、福庭長谷農道に至り、同農道を北東に進み、日下農道に至り、同農道を南方に進み、倉吉市と同郡東郷町との境界に至り、同境界を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	31日まで
国府新堤銃猟禁止区域	倉吉市国府地内の新堤の湖面	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
農大銃猟禁止区域	東伯郡関金町大字大鳥居地内の町道仙隠線と県道下米積関金線との交点を起点とし、同所から同町道を西方に進み、町道朝干1号線に至り、同町道を北方に進み、町道朝干2号線に至り、同町道を北方に進み、同郡関金町と倉吉市との境界線に至り、同境界線を北東に進み、県道下米積関金線に至り、同県道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
金谷銃猟禁止区域	東伯郡関金町と倉吉市との境界線と小鴨川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南方に進み、国道313号線に至り、同国道を南西に進み、町道本町大鳥居線に至り、同町道を北方に進み、矢送川左岸に至り、同岸を南西に進み、日吉神社敷地の南西側境界線に至り、同境界線を北西に進み、町道金谷線に至り、同町道を北方に進み、町道宮ノタワ線に至り、同町道を西方に進み、町道金谷向田線に至り、同町道を西方に進み、町道広瀬ヶ平線に至り、同町道を西方に進み、町道井手1号線に至り、同町道を北西に進み、小鴨川左岸に至り、同岸を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
報国銃猟禁止区域	西伯郡中山町報国地内の町道住吉萩原線と町道報国横断1号線との交点を起点とし、同所から同町道を東方に進み、町道石井垣報国線に至り、同町道を南方に約350メートル進み、銃猟禁止区域の標柱に至り、同標柱から南東に約100メートル進み、畑と山林との境界の山道に至り、同山道を南方に進み、大管別荘分譲地と上中山財産区所有地の境界との交点に至り、同交点から南方に約100メートル進み、大管別荘分譲地内の道路の北西端に至り、同道路を南方に進み、町道住吉萩原線に通ずる道路に至り、同道路を西方に進み、町道住吉萩原線に至り、同町道を北方に約130メートル進み、畑と山林との境界の山道に至り、同山道を西方に進み、谷間の山道に至り、同山道を北方に進み、堤の北端に至り、同所から畑と山林との境界の農道を北方に進み、起点に通ずる農道に至り、同農道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

## 鳥取県告示第626号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所  
米子市観音寺字岩崎ノ二692の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第24号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年10月14日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 1 日時 平成15年10月16日(木) 午前9時50分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成16年度鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科生徒募集要項について
  - (2) その他

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達する役務の内容
  - (1) 調達件名及び数量  
鳥取県産業技術センター機械素材研究所各種試験研究機器等移転業務 一式
  - (2) 役務の概要

鳥取県産業技術センター機械素材研究所の移転に伴う、各種試験研究機器、設備、書類、図書、計器、備品その他の物品の移転業務及びそれに附帯する調整等の業務

(3) 仕様

入札説明書による。

(4) 履行期間

契約日の翌日から平成16年3月31日(水)まで

(5) 履行場所

ア 移転元

米子市夜見町3001 - 6

イ 移転先

米子市日下1239ほか

(6) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、構成員の全員が次の(1)から(3)までの要件を満たすとともに、構成員が次の(4)及び(5)の要件を満たす共同企業体又は次の(1)から(5)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第76号(物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうち、役務に係るものを有すること。

(3) 平成15年10月14日(火)から同年11月25日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成12年度以降に延べ床面積が2,000平方メートル以上の規模を有する事業所等の移転業務を履行した実績を有する者であること。

(5) 平成12年度以降に契約金額が3,000万円以上の精密機器の移転業務を履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県産業技術センター機械素材研究所

4 入札手続

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒683 - 0851 米子市夜見町3001 - 6

鳥取県産業技術センター機械素材研究所

電話 0859 - 29 - 0851 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成15年10月30日(木)午前10時

イ 場所 鳥取県産業技術センター機械素材研究所研修室(米子市夜見町3001 - 6)

(4) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年11月25日（火）午後1時30分（ただし、郵便による入札書の受領期限は、平成15年11月25日（火）正午までとする。）

鳥取県産業技術センター機械素材研究所研修室（米子市夜見町3001 - 6）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格を有することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年11月11日（火）午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Transport Operations of Industrial Research Institute of Tottori Prefecture, 1 Set
- (2) November 11, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for the qualification confirmation
- (3) November 25, 2003 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders  
November 25, 2003 12 : 00 AM : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Mechanical and Material Laboratory, Industrial Research Institute of Tottori Prefecture  
3001 - 6 Yomicho Yonago - shi 683 - 0851 Japan TEL : 0859 - 29 - 0851

正 誤

平成15年6月30日公布の鳥取県規則第68号（鳥取県会計規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
3	23	審査第一課長の職にある者	監査第一課長の職にある者